中国版 iDeCo、誕生へ

保険研究部 主任研究員 片山 ゆき (03)3512-1784 katayama@nli-research.co.jp

2022 年4月、中国政府は老後の生活資金に備える新たな制度のガイドラインを発表した1。この「個人養老 金制度(中国語)」は中国版 iDeCo の様相を呈しており、中国内で早くも注目を集めている。現在、関係省庁 が詳細な運営規定や法整備を進めており、今後のタイムスケジュールとしては、パイロット都市を選定し、試 行を1年ほどしてから本格導入となる。

中国版 iDeCo は、個人型確定拠出年金の私的年金制度の1つで、加入は任意である。公的年金制度と併 せて給付を受けることが可能となっている。掛け金の拠出やその運用を自身で行うことで、より豊かな老後の 生活を送るために備える制度である。

対象者は、中国の公的年金制度に加入している被保険者である(図表1)。 つまり、都市職工年金に加入し ている会社員、自営業者、公務員、都市・農村住民年金に加入している農業従事者などが対象となる。ただ し、中国の場合、日本の国民年金第3号被保険者のような仕組みはないため、主婦は対象外となる。中国の 就労開始年齢が16歳で、現行の法定退職年齢(年金受給開始年齢)が60歳(男性)であることを考えると、男 性の場合最長44年間加入が可能ということとなる。

加入する際は、主務官庁(人力資源社会保障部)が運営する専用のプラットフォーム(個人養老金情報管 理サービスプラットフォーム)に口座を開設し、加入手続きをする。併せて許可を得た金融機関に口座を開設 し(または口座を指定し)、掛け金の納付、収益の積み立て、個人所得税の支払いを行う。

運用は、運営管理機関が指定した運用商品から加入者が選択をすることになる。現時点では運営管理機 関がまだ発表されていないが、運用商品としては、預貯金や銀行の理財商品、保険商品などが検討されてい る。

掛け金は加入者個人が拠出し、運用額の上限は年間 12,000 元(約24万円)である。運用額は対象者別 で異なる日本とは違い、一律となっている。運用額については経済状況や年金の給付状況などに応じて調 整される。

¹ 国務院「国務院弁公庁関于推動個人養老金発展的意見」、2022年4月21日公布 http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/21/content_5686402.htm 2022年6月30日アクセス

給付は、原則として年金支給開始年齢以降となっており、それまで引き出すことはできない。中国の場合、 現時点で法定退職年齢が年金支給開始年齢となっており、男性60歳、女性の場合は50歳(一般職)または 55歳(管理職)となっている。また、傷病などによって労働能力が喪失された場合(障がい給付金)、海外へ定 住する場合なども受給が可能となっている。受給は、月ごと、定期、一括を選択できるが、1回決定すると変更 はできない。なお、加入者が死亡した場合には、その遺族が死亡一時金を受け取ることができる。また、日本 の場合は 60 歳時点での加入期間が 10 年に満たない場合、支給開始年齢の引き延ばし措置があるが、中 国の場合は現時点でその措置への言及はない。

税優遇については、詳細な規定はまだ発表されておらず、現在、検討がされている。日本の場合は掛け金 について全額所得控除となり、運用益は運用中が非課税、給付時は年金として受給する場合は公的年金等 控除、一時金として受給する場合は退職所得控除となっており、中国においても相応の検討がなされると考 えられる。

中国では、現在、関係省庁によって詳細な運営規定の制定やパイロット都市の検討がされている。老後保 障の問題に苦悩する中国において、10 億人が加入対象となる中国版 iDeCo には大きな期待が寄せられて いる。

図表1 中国版 iDeCo の概要

	中国版iDeCo(個人養老金制度)
対象者	都市職工年金、都市・農村住民年金の被保険者(会社員、自営業者、公務員、農業従事者。主婦を除く)
掛金の拠出	加入者が拠出する
拠出限度額	年間の上限額は12,000元(対象者関係なく一律)
運用商品	預貯金や銀行の理財商品、保険商品など
運用期間	最長44年(法定就労年齢である16歳の男性で60歳の定年退職年齢まで)
給付	原則として定年退職年齢以降に引き出しが可能。男性は60歳、女性は50歳または55歳(現行)。
税優遇	現在検討中

(出所)「国務院弁公庁関于推動個人養老金発展的意見」より作成